

令和2年度
神奈川県の施策・制度・予算に関する要望
(藤沢市要望事項)

～郷土愛あふれる藤沢の実現に向けて～



藤沢市

要望にあたって

日頃から、市政運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年 of 当市要望事項につきましては、一方ならぬご配慮をいただき深謝申し上げます。

当市では、市政運営の総合指針2020において、「めざす都市像」として「郷土愛あふれる藤沢～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」を掲げ、重点的に施策、事業に取り組んでおります。

広域都市連携においては、湘南地域県政総合センターのご協力をいただきながら、茅ヶ崎市、寒川町と湘南広域都市行政協議会を運営し、住民サービスの向上、地域活性化、行政の合理化、能率化を推進しております。

これらの取組においては、「コミュニティ再生で笑いあふれる100歳時代」の実現を意識することはもとより、効率性と相乗効果を高めるためにも、県市の連携、協働や神奈川県における技術的財政的なご協力、ご支援が不可欠なものとなります。

令和2年度には、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。開催に向けた積極的な支援と、大会以降の地域の活性化につながるレガシー創出のため、神奈川県と一体となって、精力的な取組を進めてまいりたいと考えております。

ついては、当市が令和2年度の施策を展開するうえで重要かつ緊急性の高い要望事項を取りまとめましたので、ご高覧の上、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年(令和元年)6月

藤沢市長

鈴木 恒 夫

目次

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 関連要望	1
1 大会開催に向けた支援について	2
2 大会以降を見据えた地域の価値創出に向けた取組について	4
個別重点課題	7
1 GPS波浪計の設置について	8
2 街頭防犯カメラの設置について	10
3 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて	12
4 部活動指導員配置に係る予算措置について	14
5 特別支援学校の過大規模解消について	16
6 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について	18
7 不法投棄の防止対策について	20
8 国家戦略特区制度の活用に向けた規制緩和について	22
9 道路の整備促進について	24
10 相鉄いずみ野線の延伸について	26
11 クロピラリドの成分を含む粗飼料の輸入禁止について	28
12 河川の整備促進について	30
広域的重点課題	33
1 法人住民税の国税化見直しについて	34
2 ふるさと納税制度について	36
3 防犯カメラ設置事業への補助制度継続について	38
4 重症心身障がい児者の入所施設の整備について	40
5 老人福祉施設の整備に対する支援について	42
6 重度障がい者医療費助成制度の充実について	44
7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について	46
8 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金及び河川ごみ対策について	48
9 再生可能エネルギーの普及制度の充実について	52
10 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について	54
11 村岡・深沢地区全体整備構想（案）の実現に向けた支援について	56
12 公債費負担軽減対策制度の拡充について	58
13 消防防災施設整備費補助金について	60
14 教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置等について	62
15 特別支援学級における教員の適正配置について	64
県所管別要望一覧	66

東京2020オリンピック・パラリンピック

競技大会 関連要望

1 大会開催に向けた支援について

- ① 大会関連事業に活用可能な補助金の拡充について
- ② 事前キャンプの受け入れ及びトップアスリート等との市民交流機会の創出について
- ③ 競技開始時間の遵守等について

2 大会以降を見据えた地域の価値創出に向けた取組について

- ① かながわ女性センター跡地の活用について
- ② マリンスポーツ・ビーチスポーツの振興等について
- ③ 相模湾沿岸地域の魅力の創出について

1 大会開催に向けた支援について

(要望先 政策局, スポーツ局)

重点要望項目及び要望内容

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、次の事項に積極的に取り組むこと。

- ① 市町村スポーツ施策推進補助金, 市町村自治基盤強化総合補助金などの, オリンピック・パラリンピック関連の事業に活用可能な補助金に係る補助金の予算拡大に努めること。

当市では、東京2020大会の開催を契機として、オリンピック・パラリンピックに関連する事業を新規・拡充し、積極的に取組を進めています。

各種の事業補助制度の拡充は、当市江の島で開催されるセーリング競技の普及啓発はもとより、いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも、気軽にスポーツが楽しめる多様なスポーツ機会の提供と、さらには、大会気運の盛り上げに向けて、施策・事業の推進が期待されます。

参考資料



過去大会における大会会場周辺の様子

(市担当課 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室)

- ② 県が当市善行にある県立体育センターを活用し、東京2020大会の事前キャンプを受け入れる際には、事前協議、調整を十分に行うこと。また、トップアスリート等との市民交流機会を積極的に創出するよう、市と連携して取り組むこと。

市内にある県立体育センターは現在再整備が進んでおり、東京2020大会事前キャンプ地として活用されることが想定されています。

事前キャンプ等を通じて、トップアスリート等と市民との交流機会を積極的に創出できるよう、各国の種目別協会や地元関係団体との調整など、今後も県市が連携した対応が求められます。

(市担当課 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室)

- ③ 東京2020大会セーリング競技及びセーリングワールドカップシリーズの開催に当たり、競技開始時間の遵守などは、地元漁業者等と事前に合意した内容に沿って大会が運営されるよう、東京2020大会組織委員会及びセーリングワールドカップシリーズ江の島大会実行委員会に働きかけること。

東京2020テストイベントとして2018年9月に開催された「セーリングワールドカップシリーズ江の島大会2018」において、地元漁業者と事前に調整した時間と実際の競技開始時間が異なるという事態がありました。漁業活動等への影響を考慮し、東京2020大会セーリング競技及びセーリングワールドカップシリーズの競技開始時間は、地元漁業者等と事前に合意した内容を遵守することが求められます。

(市担当課 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室)

2 大会以降を見据えた地域の価値創出に向けた取組について

(要望先 政策局, 暮らし安全防災局, スポーツ局)

重点要望項目及び要望内容

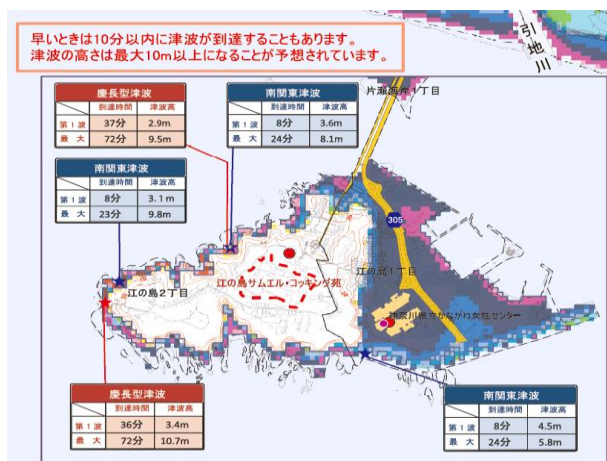
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、持続的に地域の価値を創出していくため、次の事項に積極的に取り組むこと。

- ① かながわ女性センター跡地の活用にあたっては、市と事前に協議を行うとともに、地域住民の意見を十分に聞き、津波避難スペースの整備など防災機能の確保を含め検討すること。

津波災害等が発生した場合、観光客等が津波から避難するためには、長距離の移動を強いられることに加え、一斉に避難を行う際には、ピーク時に1日当たり10万人を超える人が、海岸周辺の津波一時避難施設に殺到することが想定されています。

当市では、津波災害が発生した場合の一時避難施設として、市内212施設を津波避難ビルとして協定に基づき指定していますが、十分とは言えません。中でも、江の島島内に津波避難スペースを確保することが求められており、津波到着予測時間前に全ての人が迅速に避難できる場所として、かながわ女性センター跡地について、地域住民の意向も十分に踏まえながら、その活用を検討する必要があります。

参考資料



藤沢市津波ハザードマップ
(平成25年度作成)

(市担当課 防災安全部 危機管理課)

- ② マリンスポーツ、ビーチスポーツの振興に向けて、市が地域の特性を活かしたイベント等を開催する際には、県は市と連携して取り組むこと。また、大会誘致等の気運が醸成された際には、県は沿岸市町が連携した取組となるよう、積極的に支援すること。

東京2020大会開催により高まった気運を維持し、大会以降も持続的な地域の活性化につなげるため、当市では、湘南海岸で行われているビーチバレージャパンやザ・ビーチ、相模湾沿岸で行われている湘南オープンウォータースイミングをはじめとする様々なビーチ・マリンスポーツの大会について、沿岸の関連する市町が協力して開催することの可能性を検討してまいりたいと考えております。こうしたイベントが開催される際には、広域的な視点で取り組むことが重要と考えられることから、県と市の連携が求められます。

これらの取組を契機としてマリンスポーツ・ビーチスポーツが更に普及していくことで、アジアビーチゲームズなどの国際的なビーチ・マリンスポーツ大会を誘致する気運が醸成された際には、県の支援・協力が不可欠となります。

(市担当課 生涯学習部 スポーツ推進課)

- ③ 相模湾沿岸地域を魅力ある地域資源として持続的に発展させていくため、東京2020大会の開催を契機としたインバウンド客や県内に寄港したクルーズ客船観光客の取込等も含め、県と市町が連携し、地域の観光資源と結びつけた広域的な取組を積極的に展開していくこと。

東京2020大会の開催を契機として、相模湾沿岸地域の豊かな自然、歴史や文化など、地域の観光資源等を活用しながら、神奈川県を持つ多彩な魅力を世界に向けて発信し、イメージアップを図っていくことが必要です。県においても、「かながわシープロジェクト」により、神奈川の海のPRや新たな海洋文化の発信に積極的に取り組まれています。相模湾沿岸地域を魅力ある地域資源として持続的に発展させていくために、インバウンド客や県内に寄港したクルーズ客船観光客の取込等も含め、より一層、県と市町が連携した取組を推進していくことが重要です。

(市担当課 企画政策部 企画政策課)

個別重点課題

- 1 GPS 波浪計の設置について
- 2 街頭防犯カメラの設置について
- 3 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて
- 4 部活動指導員配置に係る予算措置について
- 5 特別支援学校の過大規模解消について
- 6 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について
- 7 不法投棄の防止対策について
- 8 国家戦略特区制度の活用に向けた規制緩和について
- 9 道路の整備促進について
- 10 相鉄いずみ野線の延伸について
- 11 クロピラリドの成分を含む粗飼料の輸入禁止について
- 12 河川の整備促進について

(個別重点課題の要望項目の順序は、市長会要望の分類順としています。)

1 GPS波浪計の設置について

(要望先 暮らし安全防災局)

重点要望項目

迅速かつ的確な避難行動に資するため、水圧計のデータに基づく情報の確度向上を図るとともに、相模湾沖へのGPS波浪計を設置するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国の新たな知見に基づく、5つの新たな地震による「津波浸水予測図」が2015年（平成27年）2月27日に公表され、この予測図を基に作成された「津波浸水想定」が同年3月31日に公表されました。その結果、当市においては、最大津波高は11.5m、最大波の到達時間は12分、浸水面積は4.7km²となり、これは慶長型地震の想定を上回るものです。そのため、津波避難対策を強化する必要性がますます高まっています。相模湾に約7kmの海岸保全区域を有する当市では、津波一時避難対策として津波避難ビルの拡充等に努めてきましたが、これらは、地域住民の津波からの避難に主眼を置いており、ピーク時に1日当たり10万人を超える海水浴客数を考慮すると、海岸に近接した津波避難施設の確保が急務となっています。

国土交通省は、国内18箇所に、GPS波浪計を設置し、沖合波浪の観測を行っていますが、相模湾沖には設置されていません。2012年（平成24年）3月からは、相模湾沖の3箇所に設置された水圧計のデータを気象庁の津波警報に活用しています。しかし、沖合に設置する水圧計は沿岸から離れているため、津波波面の向きによっては対応づけた予報区に向かわない可能性があるほか、海底面の隆起又は沈降成分を含んだ観測値となり、津波の高さそのものと異なる欠点があります。GPS波浪計は波浪や潮位をリアルタイムで観測できるため、より正確な津波の観測情報を得ることができることから、津波避難における情報源として重要です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○水圧計のデータに基づく情報の確度向上を図るとともに、より正確な相模湾沖へGPS波浪計を設置するよう国に働きかけること。

<効果>

津波発生時に、初期行動を迅速かつ適切に行うための正確な情報を入手することで、より多くの生命と財産を守ることが可能となります。

参考資料

地震や津波に関する観測データの収集及び情報等の伝達

Data Collection and Information Dissemination

*1 NIED : National Research Institute for Earth Science and Disaster Prevention
*2 JAMSTEC : Japan Agency for Marine-Earth Science and Technology



(出典：気象庁Webサイト)

(市担当課 防災安全部 防災政策課)

2 街頭防犯カメラの設置について

(要望先 警察本部)

重点要望項目

安全安心なまちづくりを推進するため、神奈川県警察が管理運用する防犯カメラシステム等を、県の歓楽街総合対策推進本部が「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策推進重点地区」に指定している藤沢駅前地区に設置すること。

要望内容

<現状>

東京2020大会のセーリング競技が湘南港（江の島）で開催されることにより、国内外から多くの観光客等の訪問が見込まれるため、大会の開催に向けては更なる治安対策が必要となります。特に藤沢警察署管内である藤沢駅前地区は、夜間・深夜に飲酒客が増加、客引き行為等の迷惑行為が多発している地区となっています。また、周辺地区では、児童生徒等への声かけ事案やわいせつ事案、ひったくり等も発生しています。これまで、県においては平成21年度に警察庁がJR川崎駅東口地区において実施した「街頭防犯カメラシステムモデル事業」のシステムを神奈川県警察が引き継ぎ、平成23年度から街頭防犯カメラシステム等の運用を開始しています。

当市では、街頭犯罪に対し、市民、警察、行政及び関係団体が連携して犯罪抑止の推進を図っていますが、特に、神奈川県警察が設置する街頭防犯カメラは、犯罪の速やかな認知、被害者の保護、迅速・的確な対応、犯罪の捜査や客観的な立証などに極めて有効であり、犯罪の抑止に関して非常に高い効果が期待できます。

近年、自治会や商店街等による防犯カメラの普及が進んでおりますが、藤沢駅前地区は、神奈川県警察が実施する「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策推進重点地区」に指定されており、犯罪を未然に防ぎ、地域の安全確保のため、警察による犯罪抑止対策を強化する必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

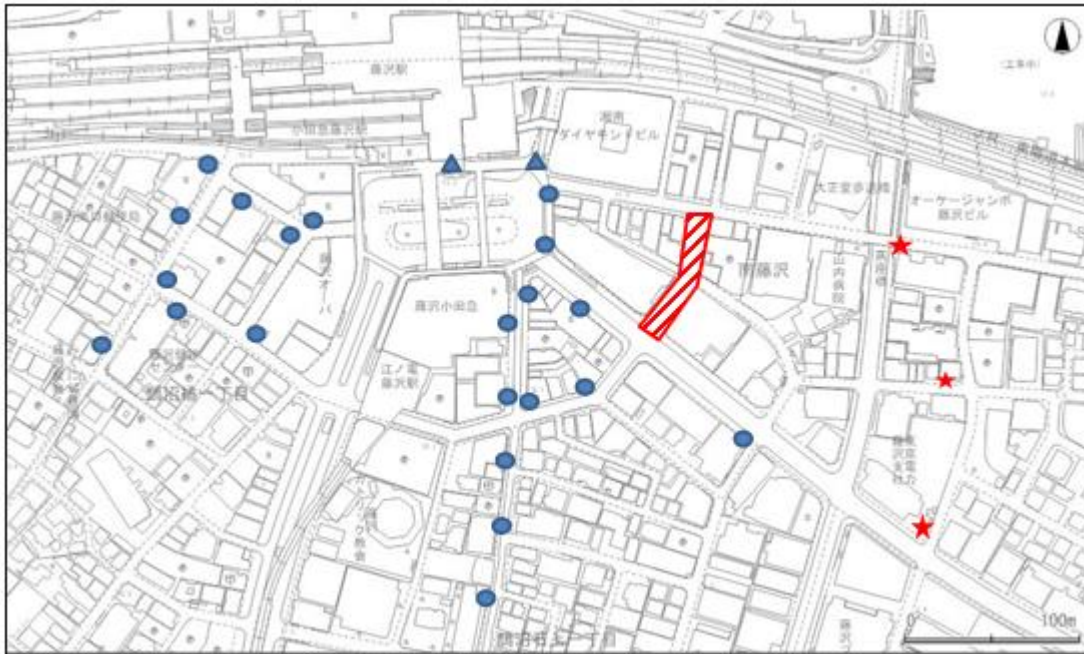
○神奈川県警察による街頭防犯カメラシステム等を藤沢駅周辺に設置すること。

<効果>

犯罪の抑止効果が高まることで、周辺地区の治安改善及び安全で安心なまちづくりにつながります。

参考資料

藤沢駅南口周辺の防犯カメラ設置状況と設置を要望する箇所図



- ▲ …藤沢市設置
- …商店街設置
- ★ …周辺自治会・町内会設置
- ▨ …県へ防犯カメラの設置を要望する範囲

(市担当課 防災安全部 防犯交通安全課)

3 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用事業については、相談件数の増加に加え、早期対応及び継続的支援が必要となることを踏まえ、児童生徒数等に応じた派遣日数の増加や実情に即した人的配置に努めること。

要望内容

<現状>

国は、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、平成18年度にスクールカウンセラー活用事業を開始しました。また、多様な支援方法を用いて困難を抱えた児童生徒への対応を図るため、平成20年度にスクールソーシャルワーカー活用事業を開始しています。

神奈川県では、「市町村立学校等スクールカウンセラー等配置活用事業」により、各市町村の公立小学校にスクールカウンセラーが週1日派遣されているほか、「スクールソーシャルワーカー活用事業」により、市町村の実情に応じてスクールソーシャルワーカーが派遣されています。

当市においては、いじめや不登校などの様々な課題を抱えた児童生徒や、困難を抱える保護者からの相談に対応するため、県の制度に加え、独自にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談・支援にあたっています。しかし、今後もスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの対応件数の増加、内容の複雑化、深刻化が見込まれており、継続的な支援も求められています。

児童生徒の問題行動等の未然防止や諸課題の早期発見、解決のため、スクールカウンセラーの派遣日数を増やすとともに、スクールソーシャルワーカーについては、各市町村の児童生徒数や相談件数等の実情に即した適切な人的配置を要望するものです。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○スクールカウンセラーの派遣日数を増加すること。

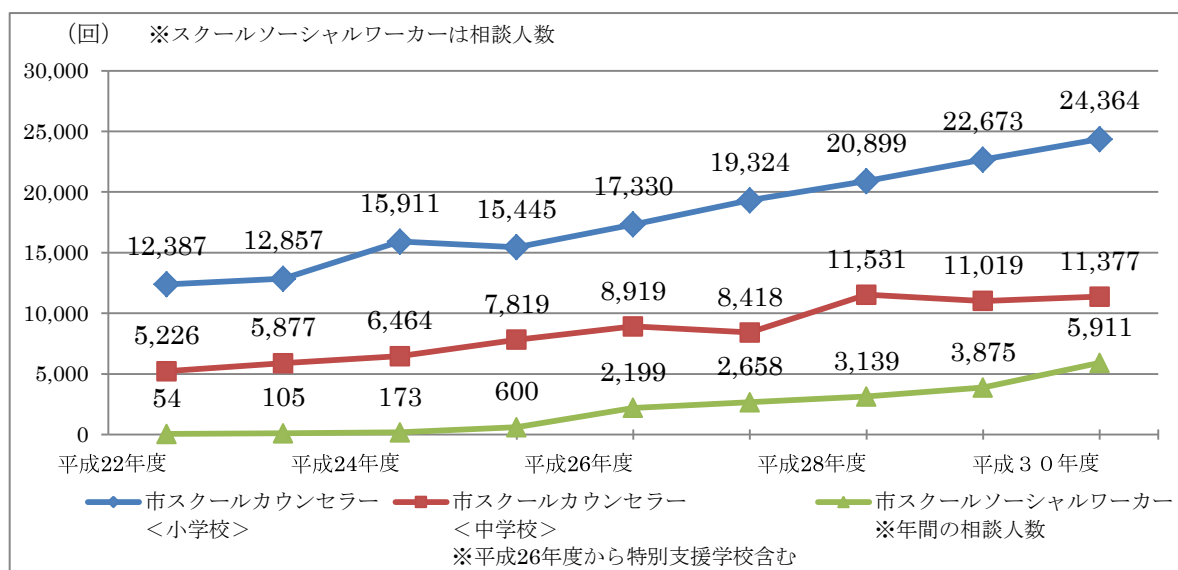
○スクールソーシャルワーカーについて、市町村の実情に即した適切な人的配置を行うこと。

<効果>

児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・解決が図られることで、児童生徒が安心して学べる学校づくりの一助となり、教育行政の推進に寄与します。

参考資料

当市の学校教育相談センターにおけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談件数の推移



(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

新規要望

4 部活動指導員配置に係る予算措置について

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

生徒及び教職員にとって適切な部活動の運営を構築するため、国の部活動指導員配置促進事業を活用して市立中学校へ部活動指導員を配置できるよう、県は必要な予算措置を行うこと。また、部活動指導員の配置に当たっては地域の実情に即したのものとなるよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

藤沢市立中学校（19校）では平成30年度に計249の部で、9,100余人の生徒が活動しました。うち運動部は150部、6,500人ほどです。平成30年度運動部活動入部状況調査（藤沢市中学校体育連盟）によれば、運動部顧問336人のうち、約43%が経験のないスポーツを指導しています。

当市では生徒及び教職員にとって適切な部活動運営を構築していくという観点に立ち、国の部活動指導員配置促進事業を活用して市立中学校に部活動指導員を配置することを検討しており、部活動指導員設置要綱の作成などに向けて検討委員会を令和元年5月に設置しました。

国の部活動指導員配置する場合の補助割合は、国1/3、県1/3、市1/3となっており、市立中学校への部活動指導員配置のためには、市のみならず県でも予算を確保することが不可欠です。

また、国の部活動指導員配置促進事業では、1校当たり3人程度の部活動指導員を、4年間で計画的に配置することとなっています。しかしながら、学校の規模や生徒数、部活動の種類によっては、1校当たり3人程度という人数が実情と即していない場合があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 国の部活動指導員配置促進事業を活用して市立中学校へ部活動指導員を配置できるよう、県は必要な予算措置を行うこと。
- 部活動指導員の配置に当たっては地域の実情に即したものとなるよう、国に働きかけること。

<効果>

部活動指導員は、部活動の技術指導だけでなく、大会の引率等を行うことが可能であるため、教員の長時間労働の是正につながるものです。部活動指導員の配置により、生徒及び教職員にとって適切な部活動の運営が構築できます。

(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

5 特別支援学校の過大規模解消について

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う過大規模を解消し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、県立藤沢養護学校のバリアフリー化を行うとともに、県立特別支援学校について、定員枠を見直すなど、地域の実情に応じた配置となるよう、藤沢市内に創設することも含めて検討すること。

また、特別支援学校整備に係る補助制度の拡充及び特別支援教育体制の充実強化を図ること。

要望内容

<現状>

特別支援学校への就学・転入学を希望する児童生徒が増加し、特別支援学校の過大規模化が大きな課題となっています。

市立白浜養護学校は、小・中・高の一貫教育を図り、1996年（平成8年）に高等部を開設し、1997年（平成9年）に改築を行いました。高等部が3学年揃った1998年（平成10年）の在籍者数は全校で57人でしたが、高等部開設を受け、小学部の入学者や中学部からの新入生は増加の一途をたどり、想定を超える在籍者数となっています。当初、改築校舎は75人を想定して建設したのですが、平成31年度の児童生徒数は、小学部64人、中学部33人、高等部38人の、合計135人となっており、校舎改築当初（約20年前）と比較すると2倍以上となっています。

さらに、現在、22教室を使用していますが、転用が可能な特別教室はすでに転用済みのため、今後、教室の確保も困難な状況となっています。

また、藤沢市内の県立藤沢養護学校については、バリアフリー化がされていないため、知的障がいに加えて肢体不自由等の複数の障がいを有する、自力通学が困難で、バリアフリー対応が必要な児童生徒については、市立白浜養護学校に進学する現状となっています。

このようなことから、市立白浜養護学校の過大規模を解消するため、既存の県立特別支援学校の定員枠を見直すほか、県立藤沢養護学校のバリアフリー化や障がいの特性に応じた県立特別支援学校の新規開設、特別支援学校への人的配置の充実等、体制強化を図る必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

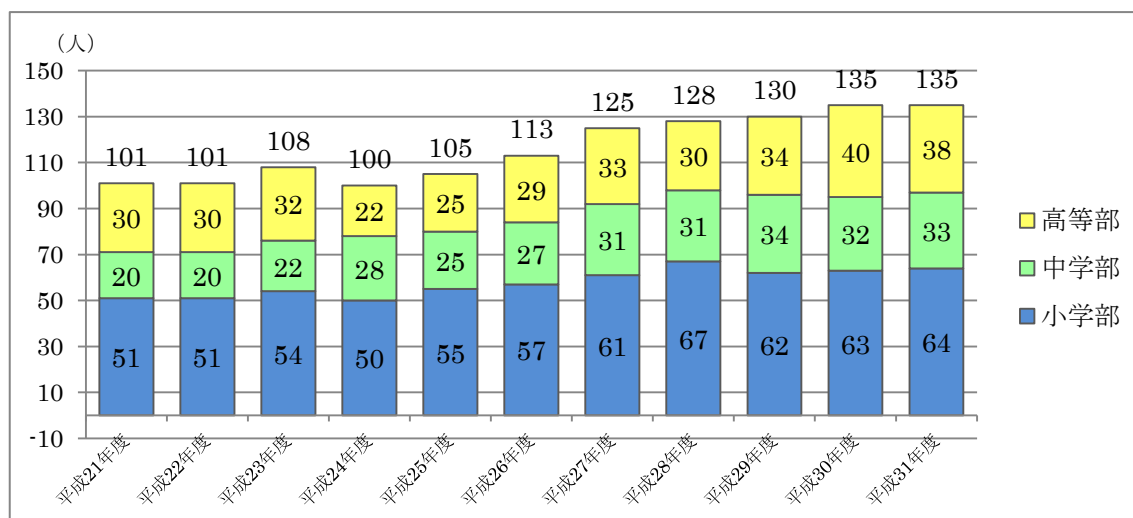
- 県立藤沢養護学校のバリアフリー化を行うこと。
- 県立特別支援学校の定員枠の見直しを行うこと。
- 地域の実情を鑑み、障がいの特性に応じた県立特別支援学校を新たに藤沢市内に開設することを検討すること。
- 特別支援学校整備に係る補助制度の拡充を図ること。
- 特別支援学校への人的配置の充実等、体制強化を図ること。

<効果>

可能な限り身近な地域において、障がいの特性に応じた教育を受ける機会を確保できるよう教育環境を整備することで、教育行政の推進に寄与します。

参考資料

藤沢市立白浜養護学校児童生徒在籍数の推移



(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

継続要望

6 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について

(要望先 ぐらし安全防災局, 県土整備局, 警察本部)

重点要望項目

環境美化の推進による生活環境の向上と犯罪抑止の観点から、落書き防止及び再発防止対策として、県の管理する海岸施設や国県道等に監視カメラを設置するとともに、神奈川県警察とも連携した取締り対策を強化すること。

要望内容

<現状>

当市では、「落書きの禁止」を規定した「藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例」を2007年（平成19年）6月に制定しました。消去物品貸与制度を活用した市民・団体等による落書き消去の実施（消去活動）、落書きを防止するための啓発ステッカーの貼付（予防活動）、落書きに対する関心を高めるため消去イベントの実施や啓発ポスター・リーフレットの作成（啓発活動）を行うとともに、県の管理施設での大規模な落書きについては県へ消去依頼をしています。

このような消去活動・予防活動・啓発活動に取り組むことで、落書き減少に一定の効果が出ている一方、県の管理する海岸施設や国道134号線等では落書きが後を絶たず、特に、同一箇所への繰り返し被害や消去困難な高所への被害など、落書きが悪質化する傾向があります。また、平成29年度には片瀬東浜で同一犯によるものと思われる落書きが頻発し、県と市で警察に被害届を提出する状況にもなりました。

落書きはその行為を放置することにより、犯罪が誘発される恐れがあるため、県の管理する海岸施設（片瀬東浜・西浜の見晴台）や県道の高架下擁壁（県道312号線弥勒寺高架橋、県道30号藤沢跨線橋等）、国道134号線の辻堂橋や歩道橋（西浜歩道橋、鵜沼公園歩道橋等）など、消去をしても繰り返し落書きがされる多発箇所については、監視カメラの設置を行うとともに、県警察による夜間パトロールを強化するなど、県と県警察が連携をして取り組むことを要望するものです。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 落書き被害が多発している県の管理する海岸施設や国道134号線等に監視カメラを設置すること。
- 神奈川県警察とも連携した取締り対策を一層強化すること。

<効果>

落書き防止対策の実効性が高まり、抑止力が向上することにより、落書き行為が減少し、環境美化の推進が図られるとともに、犯罪発生への抑制に寄与することが期待されます。

参考資料



片瀬東浜海岸の見晴台



江の島大橋の橋脚

(市担当課 環境部 環境総務課)

7 不法投棄の防止対策について

(要望先 環境農政局, 警察本部)

重点要望項目

不法投棄を防止し、安全・安心な生活環境を確保するため、不法投棄多発場所に、不法投棄監視カメラ・不法投棄防止センサーを設置すること。また、市との合同パトロールを継続するとともに、不法投棄物の調査及び速やかな撤去を行うこと。

あわせて、神奈川県警察による夜間パトロールの実施を強化すること。

要望内容

<現状>

当市では、不法投棄防止対策として、不法投棄監視カメラ、不法投棄防止センサー及び不法投棄防止看板等の設置をするとともに、市職員による「ふじさわスマートチェック」や、市民との協同パトロール及び警備会社による夜間パトロールを実施しています。

「ごみ処理有料化」と「戸別収集開始」が平成19年度に実施され、路上の集積所を廃止したことで、不法投棄がされづらい環境整備が整ったことなどにより、不法投棄は年々減少傾向にあります。

一方、ごみ集積所の廃止や宅地開発等により不法投棄しやすい場所が減少したことにより、特定の場所に不法投棄が集中する傾向があります。特に、境川付近の大正橋、遊行寺橋近辺の河川敷では不法投棄が多発しており、監視体制整備の強化などが求められています。

しかし、不法投棄監視カメラ等の設置費用、監視業務委託費及び不法投棄物の処理費用を全額負担することが市の財政的負担となっており、新たな場所への監視カメラ等の設置が難しい状況です。そこで、不法投棄多発場所である境川付近の河川敷へは、河川管理者である県による監視カメラの設置を要望します。

あわせて、不法投棄防止対策として、神奈川県と市との合同パトロールが年4回実施されております。このパトロールは、市内にある不法投棄多発地帯の確認等、市と神奈川県とが課題を共有できる貴重な機会となっているため、今後も継

続することを要望するとともに、神奈川県警察による夜間パトロールの強化を要望します。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 境川付近の河川敷において不法投棄が多発しているため、河川管理者である県は不法投棄監視カメラ・不法投棄防止センサーを設置すること。
- 神奈川県と市で実施する合同パトロールを継続すること。また、神奈川県警察による夜間パトロールを強化すること。

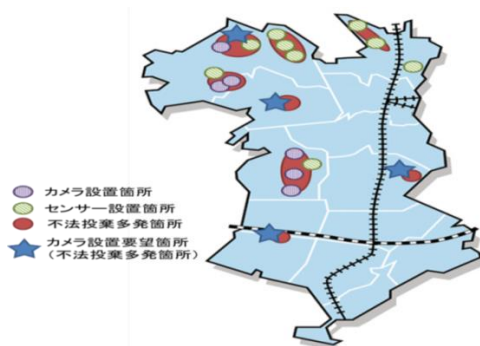
<効果>

不法投棄を抑止し、市民の生活環境の向上に寄与します

参考資料

不法投棄監視カメラ等設置状況

年度	監視カメラ等設置状況		
	監視カメラ	ダミーカメラ	監視センサー等
26	6	7	11
27	6	12	9
28	6	12	9
29	6	21	9
30	6	22	9



(市担当課 環境部 環境事業センター)

8 国家戦略特区制度の活用に向けた規制緩和について

(要望先 政策局, 産業労働局)

重点要望項目

自動運転技術などの様々な最先端技術について、特区制度を活用した更なる規制緩和に向けて国への働きかけを行うこと。

また、国家戦略特区法の改正による新たな制度創設に当たっては、適時適切な情報提供を行うとともに、緊密な連携を図ること。

要望内容

<現状>

自動運転技術をはじめとした様々な先端技術の活用は、地域の課題を解決する手段として社会的意義を有するとともに、技術開発競争で世界に対してリードすることが国益にもつながることから、実証実験のための実証の場の提供など、先端技術の活用を後押しする取組をタイムリーかつ積極的に進めることが求められます。

そのため、特区制度を活用した更なる規制緩和に向けて、これまで以上に国への働きかけを行っていく必要があります。

また、国家戦略特区法の改正により、新たな制度が創設された場合は、市は県を通じて適時・適切な情報収集をすることが重要であり、そのためにも県と市の緊密な連携は不可欠です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 自動運転技術などの最先端技術について、特区制度を活用した更なる規制緩和に向けて国への働きかけを行うこと。
- 国家戦略特区法の改正による新たな制度創設に当たっては、適時適切な情報提供を行うとともに、緊密な連携を図ること。

<効果>

実証実験の実施により，技術革新が進めば，高齢者，障がい者，小さいお子さんのいる世帯など多くの方の利便性が高まるサービスが提供できます。また，地域住民の方の最先端技術に対する社会受容性を高める効果が期待できます。その結果，ロボットの利活用やロボット産業の振興が推進され，県と市がともに目指す「ロボットと共生する未来社会」の実現へとつながります。

参考資料



ロボット共生社会推進のイメージ

(出典：神奈川県 湘南地域関連主要事業の概要)

(市担当課 経済部 産業労働課)

9 道路の整備促進について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、都市計画道路「横浜藤沢線川名工区」、「(仮称)湘南台寒川線」の早期事業着手及び「藤沢厚木線辻堂工区」、「横浜藤沢線片瀬工区」の事業化の推進を図るとともに、「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国などに働きかけること。

要望内容

<現状>

圏央道は、横浜、厚木、八王子、川越、つくば、成田、木更津などの都市を連絡し、東京湾アクアライン、東京外郭環状道路などと一体となって首都圏の広域的な幹線道路網を形成する3環状道路の一番外側に計画されている高規格幹線道路です。神奈川県区間は、さがみ縦貫道、横浜湘南道路、高速横浜環状南線の3路線が位置づけられており、中央自動車道・東名高速道路と湾岸地域を結ぶとともに、都市間を連絡する県の大動脈として期待されています。

現在、さがみ縦貫道路、新湘南バイパスが開通し、残る横浜湘南道路や高速横浜環状南線の早期完成に向け、国により事業が進められています。また、神奈川県区間の北側では、2015年(平成27年)に埼玉県区間、2017年(平成29年)に茨城県区間が全線開通するなど圏央道のネットワークの完成が近づいています。一方で、圏央道へのアクセス道路となる藤沢厚木線、横浜藤沢線、(仮称)湘南台寒川線については、「かながわのみちづくり計画」の整備路線などに位置づけられ事業化に向けた取組や検討などが県により進められていますが、未整備となっています。

圏央道のストック効果により、当市への交通が大幅に増えている一方、横浜湘南道路などが完成していないことや、藤沢厚木線などのアクセス道路が未整備であることから、当市では交通混雑、渋滞、生活道路への通過交通の流入などの問題が生じています。このため、横浜湘南道路などの早期完成、圏央道へのアクセ

ス道路の整備を推進すること、さらに、広域交通への交通情報の提供や案内板の整備など、ソフト対策の充実を早期に図っていくことが必要とされています。

<要望事項>

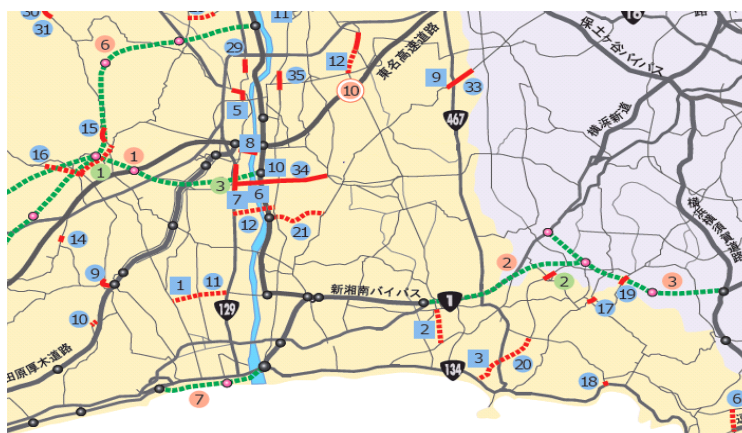
次の事項について要望します。

- 「横浜藤沢線川名工区」及び「(仮称)湘南台寒川線」を早期事業着手すること。
- 「藤沢厚木線辻堂工区」及び「横浜藤沢線片瀬工区」の事業化を推進すること。
- 「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成を国に働きかけること。

<効果>

交通混雑・渋滞の解消、生活道路の機能回復等、交通機能の適正化が図られるほか、都市拠点の連絡強化による地域産業の活性化や観光振興等に寄与します。

参考資料



2	横浜湘南道路(首都圏中央連絡自動車道)	栄IC・JCT～藤沢IC	供用
3	高速横浜環状南線(首都圏中央連絡自動車道)	釜利谷JCT～戸塚IC	供用
2	(都) 藤沢厚木線	藤沢市辻堂元町～羽鳥	道路新設(4車線)
3	(都) 横浜藤沢線	藤沢市片瀬～片瀬海岸	道路新設(4車線)
20	(都) 横浜藤沢線	藤沢市川名～片瀬	道路新設(4車線) 整備
21	(仮称) 湘南台寒川線	藤沢市宮原～寒川町宮山	道路新設(4車線) 整備

(出典:改訂・かながわのみちづくり計画)
(市担当課 道路河川部 道路河川総務課)

10 相鉄いずみ野線の延伸について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

いずみ野線延伸の早期実現に向け、鉄道延伸及びまちづくりの検討の深度化について、市と協働して取り組むとともに、事業スキームの検討と財政的・技術的支援に関する国への更なる働きかけについて、取り組むこと。

事業化に向けては、関係機関との調整を行いながら、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

要望内容

<現状>

2016年（平成28年）の国の交通政策審議会において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として、いずみ野線の延伸（湘南台～倉見）が位置付けられました。これを踏まえ、県はこれまでに湘南台から慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺までを先行区間として、鉄道の線形及び施設の概略構造の検討を行うとともに、概算事業費及び基本ケースにおける鉄道利用者数の推計を実施しました。

「いずみ野線延伸連絡協議会」は、2017年（平成29年）5月に想定した2駅の概ねの駅位置等について合意し、この合意内容と交通政策審議会の答申内容を受け、延伸の実現に向けた更なる検討及び関係者間での合意形成を図るため、同年11月に「いずみ野線延伸検討協議会」に改組しました。同協議会には平塚市が新たに構成員として加わり、検討体制を強化して引き続き取組を進めています。

当市では、延伸地域のまちづくりに向け、新駅設置を想定した2駅周辺のまちづくり基本計画を策定するとともに、B駅の設置が想定されている健康と文化の森地区では、2016年（平成28年）11月に、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス等を市街化区域に編入し、新たなまちづくりを進めるエリアを、一般保留区域に設定しました。さらに、B駅については、地権者で構成するまちづくりに関する協議会が2019年（平成31年）3月に発足し、新たなまちづくりの実現

に向けた取組を進めるとともに、A駅についても駅周辺の住民を中心とした連絡会を設立し、駅周辺のまちづくりや需要創出に向けた取組を進めています。

しかしながら、延伸の早期実現に向けて、事業の採算性をどのようにして確保するかという課題があります。また、事業スキームに係る関係者間の調整や合意形成、運行計画・建設費・運行経費に関する具体的な検討、沿線の交通事業者等との協議や調整については、不透明な状況であり、更なる検討が必要です。

なお、B駅周辺の新たなまちづくりについては、市街化区域への編入に向けて、鉄道事業用地を含め、土地利用計画を精査していく必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 鉄道延伸及びまちづくりの検討の深度化について、市と協働して取り組むこと。
- 事業スキームの検討とあわせて、財政的・技術的支援について、国へ働きかけること。
- 事業化に向けては、地域の実情に合わせた沿線地域まちづくりのスケジュールと整合を図ること。

<効果>

県央湘南地区における交通ネットワークの形成に寄与します。また、公共交通の利便性はもとより、自動車交通から徒歩、自転車、公共交通への利用転換が促進され、環境負荷軽減等も見込まれます。

参考資料



いずみ野線の延伸（出典：国土交通省交通政策審議会答申）

（市担当課 計画建築部 都市計画課）

1.1 クロピラリドの成分を含む粗飼料の輸入禁止について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

日本では許可されていないクロピラリドを成分とする除草剤を使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

クロピラリドは、国内では農薬として登録されていませんが、飼料の輸入先である米国、豪州、カナダ等では広く使用されており、輸入粗飼料を給与された家畜の排せつ物又はこれを原料とした堆肥に含まれている可能性があります。

神奈川県で行われる都市農業において、酪農、肉牛農家が使用する粗飼料については、自給生産が厳しく輸入粗飼料に頼らざるを得ない状況にあります。このような中、2013年（平成25年）夏に藤沢市内の酪農家が生産した堆肥を使用した耕種農家の農作物に生育障害が発生しました。原因調査のため県が生物検定を行った結果、酪農家が牛に給餌する輸入粗飼料に含まれるクロピラリドが堆肥に残留していることが原因であるとの見解が示されました。

また、国においても、飼料及び堆肥中に含まれるクロピラリド濃度の実態調査、より低い濃度が測定可能な新たな分析法の開発、作物の生育障害と土壌中のクロピラリド濃度との関係を解明する試験研究などを行っています。これらを踏まえ、畜産農家、堆肥製造・販売業者、培土製造・販売業者、園芸農家・育苗業者など関係者に対し、クロピラリドを含む可能性がある堆肥の提供や使用に当たっての注意事項について都道府県や関係団体などを通じた指導がされています。しかし、根本となる「クロピラリドを使用した粗飼料」の輸入に対しては現在規制等がない状況です。

さらに、一度農作物の生育障害の原因が堆肥となってしまうと、畜産農家が畜ふんを適切に処理し堆肥化しても、風評により堆肥の利用先がなくなってしまう、余剰堆肥を処理する費用がかかることで畜産経営が圧迫される事態にも至ること

から、クロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう、国に働きかけることを要望するものです。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○クロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。

<効果>

全国の畜産農家，耕種農家の健全な経営及び食料自給率の向上に寄与します。

参考資料



(出典:農林水産省Webサイト)

(市担当課 経済部 農業水産課)

重点要望項目

近年頻発している突発的集中豪雨の対策として、特定都市河川（境川・引地川）及び「かながわの川づくり計画」対象河川（境川・引地川・小出川）の河川改修事業を実施し、整備目標を早期に達成すること。

要望内容

<現状>

雨水排除は、放流先河川の流下能力の影響を強く受け、近年の頻発している突発的集中豪雨では河川の水位が急激に上昇することに伴い、雨水管渠による内水の排除が滞り、現状においても床上浸水等の被害が生じています。

当市では、準用河川（滝川、滝川分水路、白旗川、不動川、打戻川、一色川）の整備や下水道整備、ハザードマップの市民配布など、引地川・境川流域において、ハード・ソフト両面から積極的な対策を推進しています。

境川については、御殿橋から堰跡橋の区間は川幅が狭く流下能力が不足している現状があり、また、市街化区域編入や相鉄いずみ野線延伸が予定されている慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺地区においては、小出川の流下能力不足による浸水被害が多発しています。さらに、近年の突発的集中豪雨の影響で床上浸水等の被害が生じていることから、河川改修等への取組強化と早期整備が喫緊の課題となっています。

「かながわの川づくり計画」の都市河川重点整備計画に位置づけられている当市対象河川のうち、特に、境川、引地川の整備目標（流域対策を含めて60mm/h）、小出川の整備目標（概ね50mm/h）に対応した早期整備が必要となっています。引地川、境川及び小出川については、河川整備計画が策定されていますが、より具体的となった対策計画の早期推進が望まれます。

また、境川及び引地川は、2014年（平成26年）2月に特定都市河川流域に指定されたことから、県と関係市が共同で策定する「流域水害対策計画」（引地川は策定済）に基づく対策等、治水安全度の向上が期待されています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

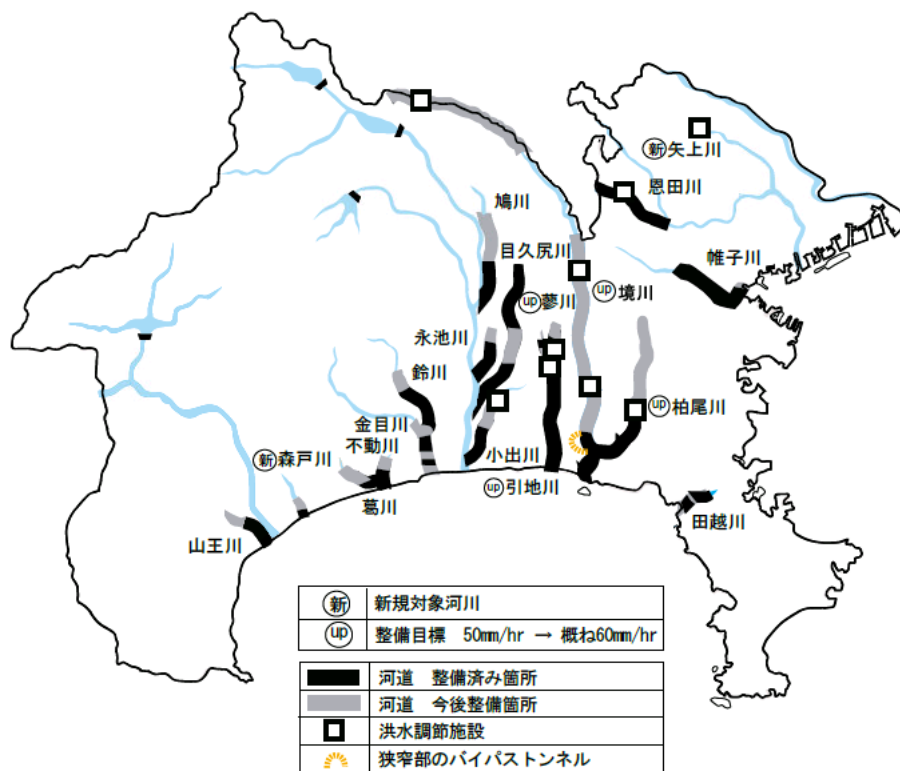
○境川，引地川，小出川の河川改修事業を早期に実施し，整備目標を達成すること。

<効果>

突発的集中豪雨の影響による床下・床上浸水等の被害を抑制し，安全・安心な市民生活と災害に強いまちづくりに寄与します。

参考資料

【都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）対象河川等】



（出典：神奈川県「都市河川重点整備計画<新セイフティリバー>」）

（市担当課 道路河川部 河川水路課）

広域的重点課題

(市長会要望事項から)

- 1 法人住民税の国税化見直しについて
- 2 ふるさと納税制度について
- 3 防犯カメラ設置事業への補助制度継続について
- 4 重症心身障がい児者の入所施設の整備について
- 5 老人福祉施設の整備に対する支援について
- 6 重度障がい者医療費助成制度の充実について
- 7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について
- 8 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金及び河川ごみ対策について
- 9 再生可能エネルギーの普及制度の充実について
- 10 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について
- 11 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について
- 12 公債費負担軽減対策制度の拡充について
- 13 消防防災施設整備費補助金について
- 14 教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置等について
- 15 特別支援学級における教員の適正配置について

(広域的重点課題の要望項目の順序は、市長会要望の分類順としています。)

1 法人住民税の国税化見直しについて

(要望先 政策局)

重点要望項目

地方の自主財源である法人住民税を一部国税化し地方交付税の原資とすることは、地方分権改革の流れに逆行するものであり、真の分権型社会の実現の趣旨にも反していることから、速やかに撤廃し、法人住民税へ復元するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

平成26年度税制改正において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、引き下げ分に相当する地方法人税（国税）を創設して、その税込全額を地方交付税の原資とする措置が講じられました。

自主財政権の確立と地域の産業、消費の活性化を進めるため、地方公共団体においては、企業誘致に取り組み、将来的な効果を期待した先行投資を行っています。こうした自治体固有の取組によって生じる法人住民税等は努力の「成果」であり、国の政策や社会経済情勢によって生じた「格差」ではありません。この「成果」が「格差の偏在」とされることは、自治体の産業政策を否定するものであり、自主行政権をも阻害するものです。

一定の地方圏の格差等による是正措置に復元することで、市町村の独自の創意工夫や努力が進展し、真の分権型社会の実現に寄与するとともに、自主財源を主体とする自立的な財政運営が可能となります。

<要望事項>

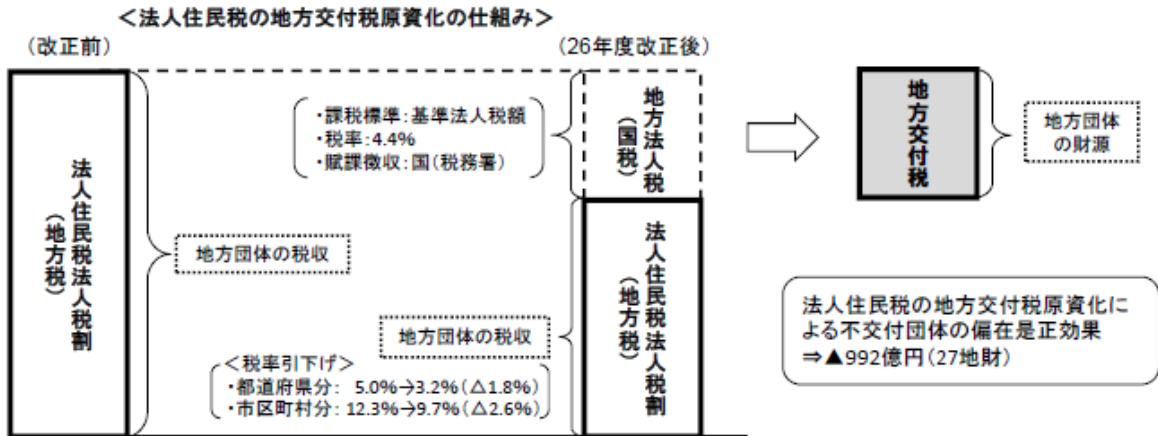
次の事項について要望します。

- 法人住民税の一部を国税化し地方交付税の原資とすることを見直すよう、国に働きかけること。

<効果>

基礎自治体の自立及び自主性の向上が図られるとともに、地域経済の活性化や地域の活力の再生に寄与します。

参考資料



(出典：総務省作成資料)

(市担当課 財務部 税制課)

2 ふるさと納税制度について

(要望先 政策局)

重点要望項目

ふるさと納税制度のワンストップ特例制度については、国が負担すべき所得税控除分まで地方公共団体の個人住民税控除により負担する制度となっており、国と地方の税負担の公平性を阻害していることから、本来の国負担に是正するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、本来、国税である所得税から控除すべき税額を、寄附者が居住する地方自治体の個人住民税から控除し、それに伴う税収減を、地方交付税により補填することで、控除申請を簡素化する仕組みです。しかし、地方交付税の不交付団体は、減収補填が受けられないため、本来、国が負担すべき税収減が地方自治体へ転嫁されている現状となっています。

地方交付税による地方財政措置については、地方全体の財源不足、地方間の財政調整を目的としており、制度面での矛盾や課題を調整するものではないことから、本来あるべき税制度に是正すべきです。

<要望事項>

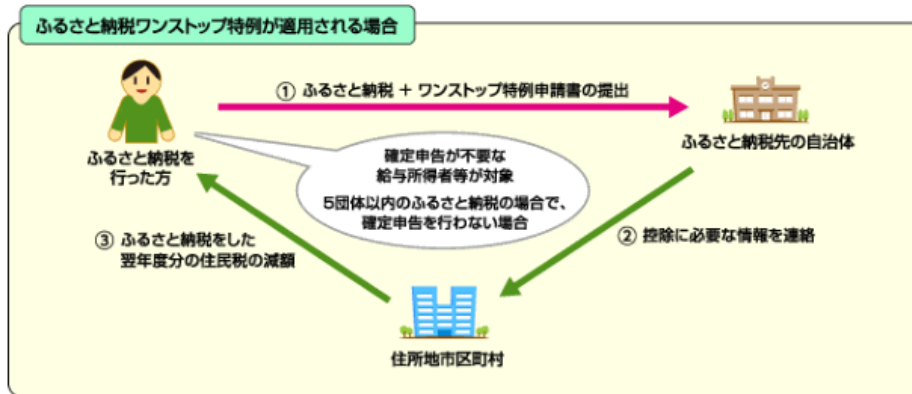
次の事項について要望します。

- ワンストップ特例制度において、地方公共団体の個人住民税から控除することを是正するよう国に働きかけること。

<効果>

基礎自治体の自立及び自主性の向上が図られるとともに、地域経済の活性化や地域の活力の再生に寄与します。

参考資料



(出典：総務省Webサイト)

(市担当課 財務部 財政課)

新規要望

3 防犯カメラ設置事業への補助制度継続について

(要望先 ぐらし安全防災局)

重点要望項目

地域における防犯対策の更なる強化を図るため、神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付を今後も継続するとともに、防犯カメラの補助対象台数を拡大すること。

要望内容

<現状>

防犯カメラは、犯罪の抑止に有効であると認識されており、店舗等の施設や公道での設置が進んでいます。さらに、犯罪発生時には防犯カメラの撮影画像が犯人特定に寄与し早期解決につながるため、地域の防犯力を高めるために重要なものとなっています。

神奈川県においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機に、地域防犯力の向上を目的として、平成29年度から神奈川県地域防犯力支援事業補助金が創設されました。当市においても、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、地縁団体が防犯カメラを設置する場合には、この補助金を活用して設置費用の一部を市が負担しています。地縁団体からの防犯カメラの設置希望は今後も継続する見通しですが、当該補助金が令和元年度までの時限措置となっているため、市の財政負担の増加が見込まれます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付を今後も継続すること。
- 防犯カメラの設置に対する補助対象台数を拡大すること。

<効果>

犯罪抑止効果が高まり、安全で住みよい環境が整備されるとともに、撮影画像が犯罪捜査の証拠として活用されることで犯罪検挙率の上昇が期待でき、市民の不安解消がなされ体感治安の向上が望める。

(市担当課 防災安全部 防犯交通安全課)

4 重症心身障がい児者の入所施設の整備について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

重症心身障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、長期入所施設のない湘南東部障害保健福祉圏域に、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能をもつ施設を積極的に整備すること。

要望内容

<現状>

2016年（平成28年）6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、医療的ケアを要する障がい児への支援のため、自治体は保健・医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行うための体制整備に努める必要があります。県は、平成30年度から医療的ケア児等コーディネーターの養成を実施するなど、体制整備の拡充に努めております。

重症心身障がい児者は、24時間にわたる介護や医療ケアを要することが多く、居宅介護や生活介護、訪問看護等の福祉・医療サービスを利用しながら在宅で生活していますが、重症心身障がい児者本人や、高齢化する家族等介護者の負担は大きくなっています。重症心身障がい児者が地域の中で安心して暮らすためには、継続的に介護と医療が提供される「住まいの場」が必要ですが、湘南東部障害保健福祉圏域には、その機能を担っている入所施設がないため、体制整備が十分とは言えない状況です。

県は平成26年度に、他の障害保健福祉圏域における施設の新築又は増設等の際には、県が入所調整を行うため、当市を含む湘南東部障害保健福祉圏域の重症心身障がい児者も利用可能であるという考えを示しています。しかし、家族等介護者は、住み慣れた生活圏域での「住まいの場」の確保を望んでいます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

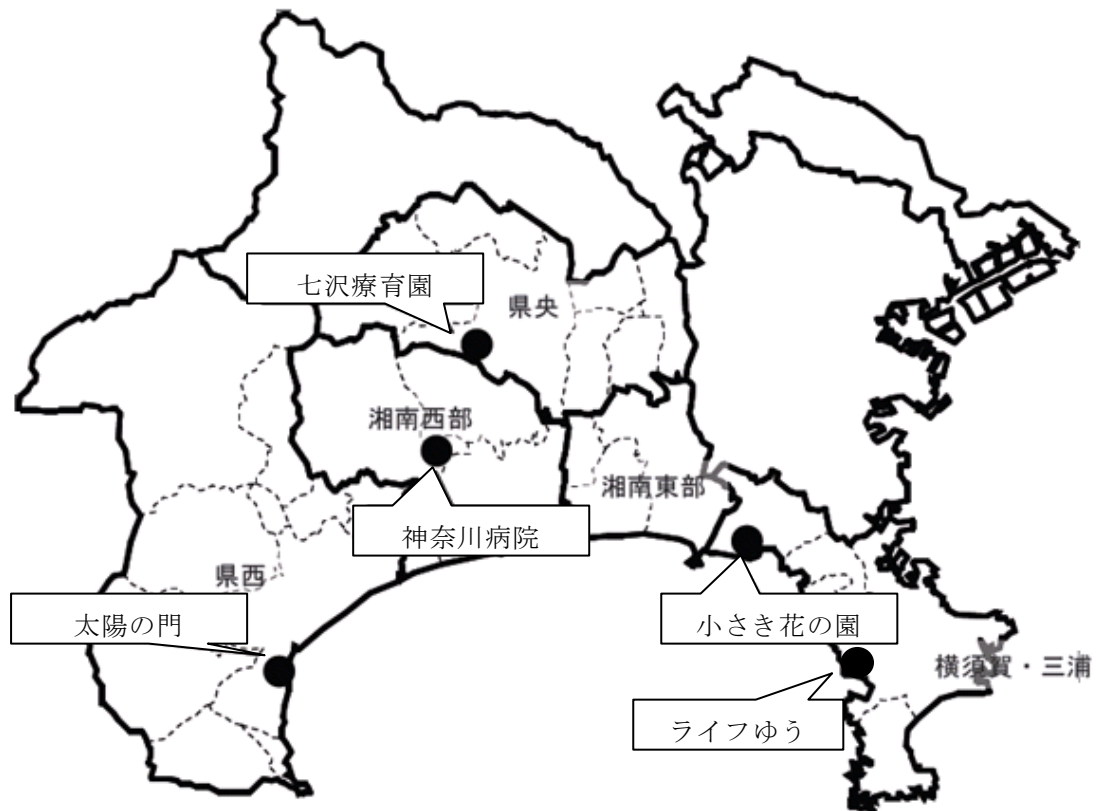
○湘南東部障害保健福祉圏域に、重症心身障がい児者の入所施設を整備すること。

<効果>

福祉と医療を一体的に提供できる入所施設が設置されることにより、住み慣れた生活圏域で「住まいの場」が確保されることのみならず、短期入所機能を活用し、家族等介護者の負担軽減を図り、家族との在宅生活を少しでも長く過ごすことができるようになります。

参考資料

神奈川県障害保健福祉圏域と重症心身障がい児者施設の状況



(出典：神奈川県Webサイト)

(市担当課 福祉健康部 障がい福祉課)

5 老人福祉施設の整備に対する支援について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

入所者の安全確保及び社会福祉法人の安定した運営を図るため、「神奈川県老人福祉施設施設整備費」について、老人福祉施設に対する大規模修繕を補助対象とするよう拡充を図ること。

要望内容

<現状>

超高齢社会の到来により、特別養護老人ホーム等の需要は、今後も引き続き高まっていくと想定されます。また、特別養護老人ホーム等は、ショートステイ、デイサービスなどが併設されていることも多く、入所施設としての機能のみならず、社会資源として地域において大きな役割を担っています。

「かながわ高齢者保健福祉計画」においては、在宅サービスなどのサービス提供基盤の整備を図ることで特別養護老人ホームの入所待機者の実質的な解消を図るなどの整備を進めています。その一方、藤沢市内には、建築後30年以上経過した特別養護老人ホームが複数存在しており、創設による整備だけでなく、建て替えも含めた既存施設の改修が課題となっています。

神奈川県においては、「神奈川県老人福祉施設施設整備費補助金」により、創設及び増改築等に対する補助が行われていますが、既存施設の大規模修繕に対する支援はありません。

老朽化した施設において、入所者の安心、安全を確保するためには、相当規模の修繕工事を行うことが必要となり、特に、大規模修繕を行う際には、借入金等により対応することとなるため、運営を行う社会福祉法人の財務体制にも大きな影響を与えることとなります。

施設の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援により、既存の特別養護老人ホームをはじめとした社会福祉施設は長寿命化が図られ、入所者の安全が確保されるとともに、施設は健全な運営ができるようになります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

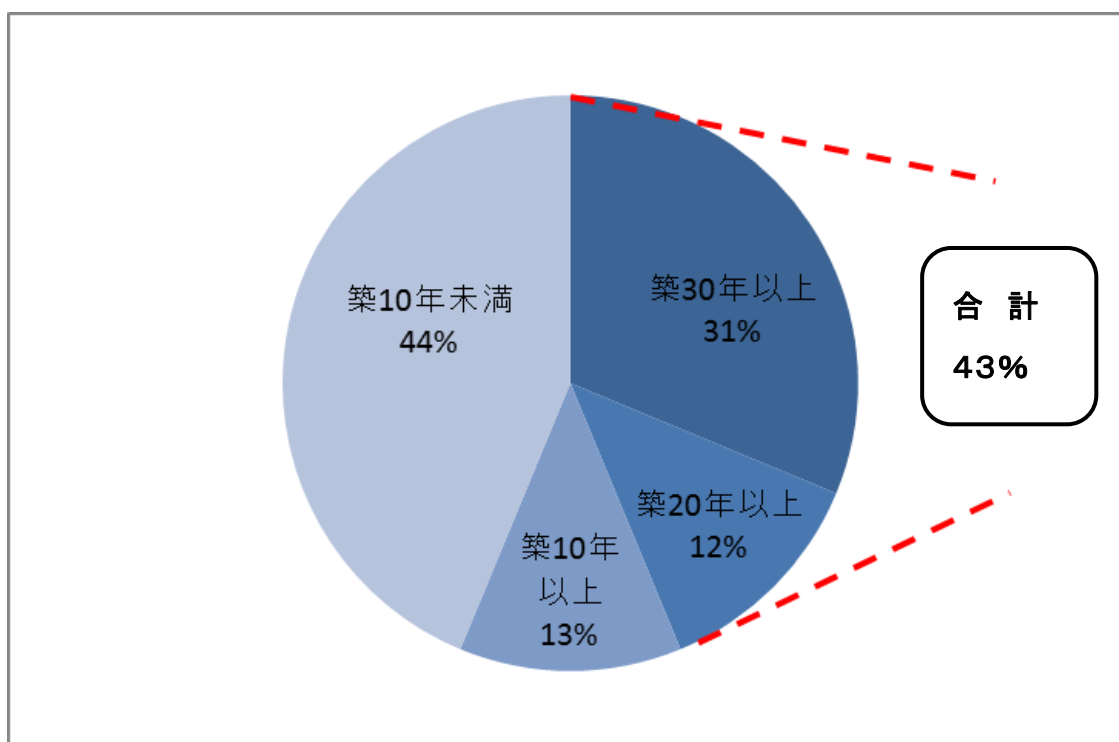
- 「神奈川県老人福祉施設施設整備費補助金」について、老人福祉施設に対する大規模修繕を補助対象とすること。

<効果>

特別養護老人ホーム等の長寿命化を図り、安定的な運営とともに入所者の安全と安定的なサービスの提供が確保されます。

参考資料

藤沢市内の特別養護老人ホームの建設年次別の割合



(市担当課 福祉健康部 介護保険課)

6 重度障がい者医療費助成制度の充実について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

重度障害者医療費助成制度について、対象者を精神障がい者1級の入院及び療育手帳B1の方まで拡大すること。

また、重度の身体・精神・知的障がい者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。

さらに、地域間で助成対象者に格差が生じないように、全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

当市の障がい者等医療費助成制度では、重度障がい者の医療に係る経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳1級から3級及び65歳以上で4級の一部、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級、療育手帳A1・A2（重度）及びB1（中度）、65歳以上で寝たきりの人を対象に、通院・入院時における保険診療の自己負担分を助成しています。しかし、助成対象者の増加に伴い、財政的負担も増えています。

一方、県の障がい者等医療費助成制度では、療育手帳B1（中度）の人の通院・入院時における保険診療の自己負担分及び精神障害者保健福祉手帳1級の人入院時の保険診療分の自己負担分が補助対象外とされています。また、補助要綱の見直しにより、2008年（平成20年）10月に一部負担金が導入されるとともに、65歳以上で新たに対象となった人が対象外とされ、2009年（平成21年）10月には所得制限が導入されました。

重度障害者医療費助成制度は、重度の障がいのある人の医療費を助成することにより、障がい者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。地域間における格差が生じないように、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする

措置について、撤廃するとともに、全国統一の制度を創設するよう国に働きかけることを要望します。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 精神障がい者1級の入院医療費を対象とするとともに、対象者を療育手帳B1の方まで拡大すること。
- 一部負担金及び所得制限の導入及び65歳以上の新規対象者を対象外とする措置を撤廃すること。
- 全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

<効果>

障がい者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与します。

参考資料

神奈川県と藤沢市の重度障がい者医療費助成制度

	対象者	一部負担金	年齢制限・所得制限
神奈川県	(1) 身体障害者手帳1級・2級 (2) IQが35以下 (3) 身体障害者手帳3級かつIQ50以下 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級 (通院のみ)	あり 通院 1回200円 入院 1日100円	【年齢制限】 65歳以上の新規適用除外 【所得制限】 特別障がい者手当の所得制限限度額を準用
藤沢市	(1) 身体障害者手帳1級・2級・3級及び4級 の一部(65歳以上で後期高齢の対象範囲) (2) IQ50以下 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級(入院含む)・2級 (4) 65歳以上の寝たきりの方	なし	【年齢制限】 なし 【所得制限】 なし

(市担当課 福祉健康部 福祉医療給付課)

7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について

(要望先 福祉子どもみらい局)

重点要望項目

児童養護施設退所者の社会的自立に向けて、自立援助ホーム及び自立援助ホーム退所後に地域生活へ移行するためのステップハウスの開設促進など、住宅確保のための支援を充実すること。

要望内容

<現状>

児童養護施設では、さまざまな事情により、家族による養育が困難な子どもたちが生活していますが、高校卒業時の18歳で、就職又は進学等により原則退所することとなります。2019年（平成31年）の厚生労働省の「社会的養育の推進に向けて」によると、社会的養護が必要な対象児童は全国で約4万5千人とされ、中学校卒業後の進路については、一般に比べると進学率は低く、就職が多くなっています。

県内では、児童養護施設退所者が共同生活を行いながら、相談や日常生活上の援助、就業の支援等を行う場として、横浜市3カ所、川崎市1カ所、相模原1カ所、県域2カ所の計7カ所の自立援助ホームが運営されています。県域では、「湘南つばさの家」が男子の、「みずきの家」が女子の自立援助ホームとして運営されていますが、どちらも定員は6人となっており、児童養護施設退所者の受け入れの場が不足している現状があります。

児童養護施設退所者は、人生初めてのひとり暮らしと就職という、大きな二つの環境の変化に直面することとなります。中には、住み込みや寮など居住先を優先し就職先を選択した結果、職場になじめず離職と同時に居住場所を失い、生活困窮に陥ってしまうケースもあります。居住場所がないことにより、次の就職先を見つけることができず、社会からドロップアウトするということがないよう、生活基盤として、自立援助ホームや自立援助ホーム退所後に地域生活へ移行するためのステップハウスの開設促進などの住宅確保支援が必要とされています。

当市には、2014年（平成26年）に、県の委託事業として、児童養護施設退所者等のアフターケア事業を行う「あすなろサポートステーション」が設立されました。相談支援のみならず、自立を支援するための住居の設置など生活環境を保障することで、児童養護施設退所後の自立を更に促すことができます。また、自立を支援するための住居の安定的な運営に向けた支援等、県と近隣市町が協力し、広域的な連携体制を構築することで、より効果的な支援が見込まれます。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 自立援助ホームやステップハウスの開設促進など、児童養護施設退所者に対する住宅確保のための支援を充実すること。

<効果>

児童養護施設等を退所し、就職する者等の支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与します。

（市担当課 子ども青少年部 子育て企画課）

8 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金及び河川ごみ対策について

(要望先 環境農政局)

重点要望項目

海岸における良好な景観及び環境保全を図るため、海岸漂着物処理推進法が改正され、漂流ごみが海岸漂着物に加えられたことを踏まえ、海洋ごみ対策が今後ますます重要となることから、海洋ごみの回収・処理事業等に係る国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を2020年度以降も継続すること、及び補助金の継続に当たっては、補助率を10/10に戻すよう国に働きかけること。

また、マイクロプラスチックを含む海岸漂着ごみの約7割は河川からの流出物であると考えられており、河川ごみ対策についても清掃の充実や不法投棄の取締りなどに広域的に取り組むことが効果的であることから、「かながわプラごみゼロ宣言」を行った神奈川県が主体となって、境川及び引地川両河川を含めた神奈川県全域での河川に係る美化活動の展開を推進すること。

要望内容

<現状>

2009年（平成21年）7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が施行され、「地域グリーンニューディール基金」を活用した海岸漂着物地域対策推進事業が行われてきましたが、平成23年度で終了となっています。その後、平成25年度に創設された地域環境保全対策費補助金は、当初10/10の補助率により、海岸漂着物等地域対策推進事業が大きく前進しましたが、平成27年度は8/10、平成28年度から平成30年度は7/10と補助率が低下しています。

2018年（平成30年）6月には「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（改正海岸漂着物処理推進法）が公布・施行され、海洋ごみ・漂流ごみへの対策が強化されました。

相模湾沿岸においては、自然環境の保全と利用環境の創造を図り、海岸清掃を一元化するために県・関係市・企業等により設立された「(公財)かながわ海岸美化財団」に対し、県市で1/2ずつの負担金を支出し、海岸清掃を行っています。

さらに、海岸の環境悪化を防止するため、当市では、市単独の委託（追加清掃）により清掃回数を増やして対応しています。しかし、近年、記録的豪雨や台風等の影響により、緊急的な清掃が必要になることやプラスチックごみ対策が求められる状況の中、補助金の補助率低下で十分な清掃回数の確保が困難となっています。海岸漂着物等対策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう定めている海岸漂着物処理推進法第29条の趣旨を踏まえ、補助率を10/10に戻し、今後も補助を継続するよう国に働きかけることを要望します。

また、マイクロプラスチックを含む海岸漂着ごみの約7割は河川からの流出物であると考えられており、河川ごみ対策についても清掃の充実や不法投棄の取締りなどに広域的に取り組むことが重要であり、「かながわプラごみゼロ宣言」を行った神奈川県が主体となって、境川及び引地川両河川を含めた神奈川県全域での河川に係る美化活動の展開を推進していく必要があります。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 補助率を10/10に復元するよう国に働きかけること。
- 2020年度以降も補助を継続するよう国に働きかけること。
- 「かながわプラごみゼロ宣言」を行った神奈川県が主体となって、境川及び引地川両河川を含めた神奈川県全域での河川に係る美化活動の展開を推進すること。

<効果>

海岸における良好な景観及び環境の保全が図られることにより、海水浴場利用者の増加につながるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて美しい海岸を整備することで、観光産業の振興にも寄与します。

また、河川の環境美化のみならず、海岸美化の推進が図られることで海岸清掃費用の軽減が期待できます。

参考資料



海岸漂着物の様子

年度別ごみ収集量（単位:t）

（単位:t）					
年度	河川名	可燃物	不燃物	合計	両河川合計
H21年度	境川	0.680	0.900	1.580	3.750
	引地川	1.100	1.070	2.170	
H22年度	境川	1.180	1.125	2.305	5.250
	引地川	1.470	1.475	2.945	
H23年度	境川	1.320	1.150	2.470	6.080
	引地川	2.250	1.360	3.610	
H24年度	境川	1.400	1.050	2.450	5.810
	引地川	1.970	1.390	3.360	
H25年度	境川	0.900	1.060	1.960	4.170
	引地川	0.920	1.290	2.210	
H26年度	境川	1.330	1.110	2.440	5.990
	引地川	2.170	1.380	3.550	
H27年度	境川	1.500	0.970	2.470	3.730
	引地川※	0.720	0.540	1.260	
H28年度	境川	1.740	0.980	2.720	2.720
H29年度	境川	0.680	0.860	1.540	1.540
H30年度	境川	2.930	2.590	5.520	5.520

※除塵機による収集量

※引地川に設置した除塵機は、平成28年度に故障したため、現在は撤去。

（市担当課 環境部 環境総務課）

9 再生可能エネルギーの普及制度の充実について

(要望先 産業労働局)

重点要望項目

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及拡大のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

要望内容

<現状>

再生可能エネルギーの普及は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止、災害発生時の非常用電源の確保などの観点から、極めて重要です。特に、都市部においては、住宅等の屋根に比較的容易に設置ができ、災害時にも利用できる分散型電源である住宅用太陽光発電の導入が進んでおり、今後も一層の普及拡大を図っていく必要があります。

2012年（平成24年）7月から開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度です。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、普及が進みました。しかし、特に太陽光発電に係る固定価格買取制度については、買い取り価格の引き下げが続いている状況となっています。

当市においては、エネルギーの地産地消を見据えた再生可能エネルギーの活用を推進するため、平成26年度に「藤沢市エネルギーの地産地消推進計画」を策定し、重点プロジェクトに「太陽光発電システム導入による地産地消プロジェクト」を位置づけています。また、再生可能エネルギーの普及推進を図るため、太陽光発電システム設置者への費用の補助も実施しているところです。

しかし、固定価格買取制度の買い取り価格の引き下げが続いていること、東日本大震災から時間が経過し、再生可能エネルギーについての関心が薄れている傾向にあること、太陽光発電に係る国の補助制度が平成25年度をもって廃止されたこと等により、太陽光発電設備の設置が進まなくなり、ひいては、再生可能エ

エネルギー全体の普及拡大の停滞につながる懸念があることから、太陽光発電の普及拡大のための施策の充実が求められています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

○太陽光発電普及拡大のための施策の充実について、国に働きかけること。

<効果>

エネルギー自給率の向上及び温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に寄与します。

参考資料

固定価格買取制度の推移 (/kWh)

	H24	H25	H26	H27※	H28※	H29※	H30※	R1※
住宅用太陽光 (10kW未満)	42円	38円	37円	33円・35円	31円・33円	28円・30円	26円・28円	24円・26円
非住宅用(事業用) 太陽光(10kW以上)(税抜)	40円	36円	32円	29円・27円	24円	21円	18円	14円

※住宅用太陽光…H27:33円、H28:31円、H29:28円、H30:26円、H31:24円(東京・関西・中部電力管内(出力制御対応機器設置義務なし))
H27:35円、H28:33円、H29:30円、H30:28円、H31:26円(それ以外の電力管内(出力制御対応機器設置義務あり))

※非住宅用(事業用)太陽光…H27.4～6月:29円、7月～:27円

国・県の補助制度の推移

		H24	H25	H26	H27～R1
国	1kW当たり	35,000円	20,000円	—	—
	上 限	899,109円	899,110円	—	—
県	1kW当たり	15,000円	15,000円	15,000円	※ZEH 導入事業 へ移行
	上 限	52,000円	50,000円	50,000円	
	条 件	市を通じて 補助	県単独 ※HEMS必須	県単独 HEMS必須	

※HEMS:エネルギー管理システム(エネルギー消費機器をネットワークで接続し、稼働状況やエネルギー消費状況の監視、遠隔操作や自動制御を可能にするもの)。

※ZEH:太陽光発電システム、HEMS機器に加え、高性能の省エネ機器、断熱材の壁等を導入して年間の一次エネルギー消費量をゼロ以下にする住宅。

(市担当課 環境部 環境総務課)

10 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について

(要望先 暮らし安全防災局)

重点要望項目

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

要望内容

<現状>

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき国が策定した「建築物の耐震診断及び改修促進を図るための基本的な方針」において、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を、2020年（令和2年）までに少なくとも95%とすることが目標とされました。また、令和7年度までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおむね解消することも目標とされました。

当市では国の基本方針及び「神奈川県耐震改修促進計画」を踏まえ、平成28年に「藤沢市耐震改修促進計画」を改定し、「令和2年度末までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にする」目標のもと耐震化促進事業を実施しています。

神奈川県からの支援としては、平成8年度から平成22年度まで「市町村地震防災対策緊急支援事業」、平成23年度から平成27年度まで「市町村消防防災力強化支援事業」、平成28年度からは「市町村地域防災力強化事業」として支援を受けているところです。

当市においては、平成8年から「木造住宅耐震診断」補助事業、平成18年度から「木造住宅耐震改修工事」補助事業を開始し、平成30年度末までに耐震診断1,366件、耐震改修工事246件に対して補助を実施しています。また、平成22年度から「分譲マンション耐震診断」補助事業を開始し、平成30年度末で15件に対して補助を実施しています。

耐震化率の目標達成のためには、特に耐震化率の低い木造住宅に対する優先的な支援が必要ですが、耐震性の劣るマンション等については、多世帯の居住者への被害や、災害時に倒壊等した場合の周辺に対する影響が大きく、さらに、被災後に改修や建替え等を行う場合、合意形成の困難さから居住者の生活再建が滞ることが考えられます。このことから、併せて分譲マンション耐震化事業に対する県支援制度を拡充することで、耐震化を促進することが重要です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

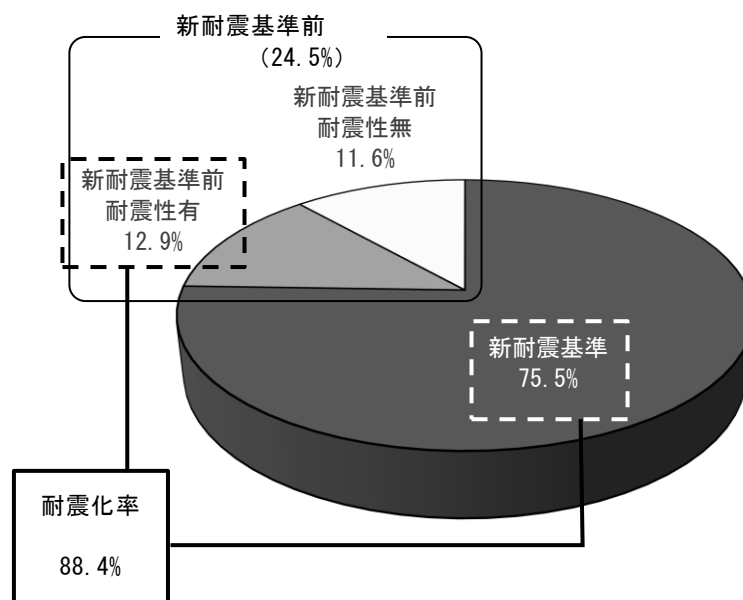
- 旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とすること。
- 補助額、補助率を引き上げること。

<効果>

地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護することができます。

参考資料

住宅の耐震化の現状（平成27年）総戸数181,038戸



(藤沢市耐震改修促進計画 資料)

(市担当課 計画建築部 建築指導課)

1 1 村岡・深沢地区全体整備構想(案)の実現に向けた支援について

(要望先 県土整備局)

重点要望項目

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」の実現を目指すため、新駅設置に向けたＪＲ東日本との調整や鎌倉市深沢地区との一体的なまちづくりを進めるための土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

要望内容

<現状>

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」は、藤沢・鎌倉の両市に跨る村岡・深沢地区へ新駅を核とする新たな広域的都市拠点の形成を図ることを目的としています。

本構想の実現に向けては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じてＪＲ東日本へ新駅設置の要望を続ける一方で、平成１９年度には、神奈川県、鎌倉市、当市で構成する湘南地区整備連絡協議会を強化し、広域的な都市づくりの課題解決に向けて取組の強化を図りながら、実現に向けて取り組んでいるものであります。

平成３０年度には「藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区のまちづくりと村岡新駅（仮称）設置に関する合意書」を神奈川県及び鎌倉市と締結し、現在は、令和２年度に予定する新駅設置の最終判断に向け、事業費の精査を進めるとともに地元調整や都市計画決定に向けた関係機関との調整などを精力的に進めているところであります。

まちづくりが新たな段階を迎えつつあるなか、核となる新駅設置に向けたＪＲ東日本への働きかけの強化、新駅及びまちづくりに関する具体的な事業スキームの構築が喫緊の最重要課題となっております。

これら諸課題の解決には、広域的視点を有する神奈川県の支援が必要不可欠なものとなっております。このため、まちづくりの実現に向け、新駅を含む都市基盤の整備計画の策定や、駅舎整備に対する起債の取扱い、土地区画整理事業及び

市道整備に対する支援拡充等，まちづくりに関する財政面，制度面，体制づくりに向けた支援について要望するものです。

<要望事項>

次の事項について要望します。

- 新駅設置に向けたＪＲ東日本との調整に主体的に取り組むこと。
- 鎌倉市深沢地区との一体的なまちづくりを進めるための土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行について，財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。

<効果>

医薬品などの高度な研究，開発機能が集積する村岡・深沢地区に新たな広域的都市拠点の形成を図ることは，神奈川県全体の産業基盤の発展や地域経済の活性化につながるものであります。また，公共交通への利用転換によるＣＯ２削減やスマートシティーをモデルとした環境配慮型のまちづくりを実践することで，先進的なまちづくりのモデル都市となります。

(市担当課 都市整備部 都市整備課)

重点要望項目

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる公債費負担軽減対策制度を拡充するとともに、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

要望内容**<現状>**

地方自治体では、公共施設の老朽化に伴う機能維持のための大規模な更新投資をはじめ、新たな資金需要が発生するなど、厳しい財政状況にある中、過去の高金利時に借り入れた地方債が依然として多数存在しており、公債費縮減に当たっての阻害要因となっています。

国は、平成19年度から3年間の臨時特例措置として、地方向け財政融資資金に係る補償金免除繰上償還を実施しました。また、この制度は、深刻な地域経済の低迷と大幅な税収減という事態を踏まえ、特例措置として平成24年度まで3年間の延長がされました。本来、地方公共団体が公的資金を任意で繰上償還する際には、繰上償還に伴って生じる補償金を支払う必要がありますが、この特例措置により、補償金を支払わずに繰上償還を行うことが可能となりました。当市では、公営企業金融公庫及び神奈川県から借り入れた企業債の借換及び繰上償還により、約1億7,400万円の利息の軽減を図ることができました。

現在、国においては、PPP/PFI事業の活用拡大及び上下水道コンセッション推進のため補償金免除繰上償還について実施する方針等が示されていますが、当市は適用条件、許可要件等に該当せず、利用ができない状況です。

<要望事項>

次の事項について要望します。

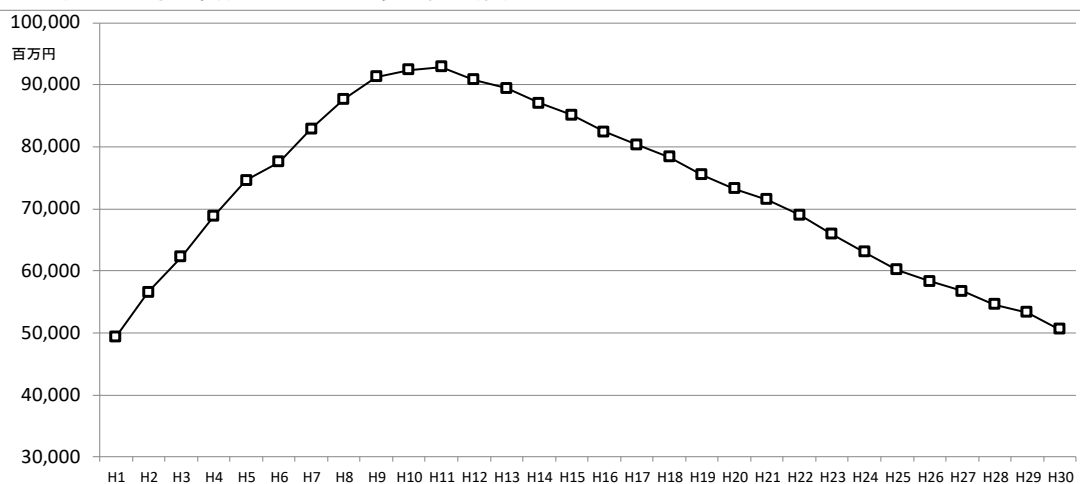
- 公債費負担軽減対策制度を拡充するよう国に働きかけること。
- 制度を創設する際には、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

<効果>

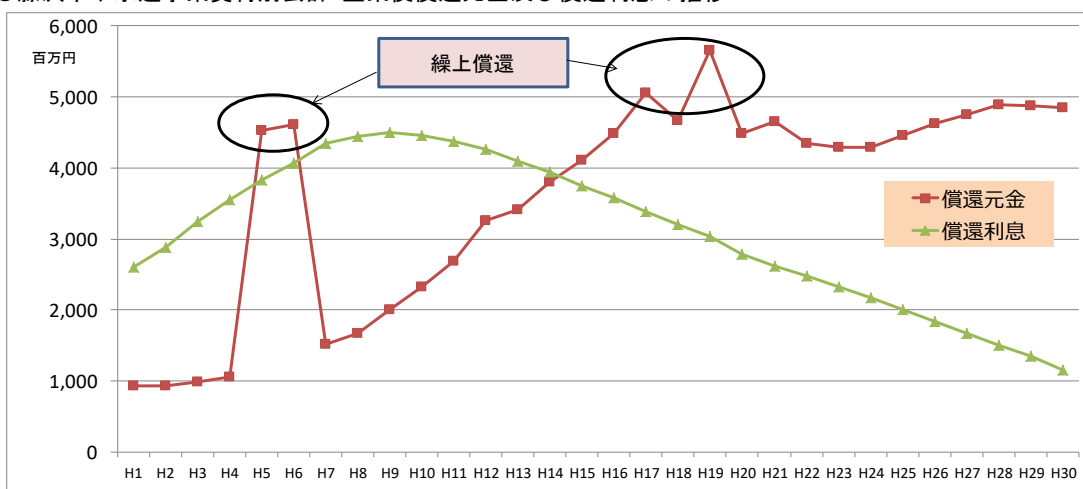
地方財政の健全化が図られるとともに、住民の将来負担の軽減につながります。

参考資料

●藤沢市下水道事業費特別会計 企業債残高の推移



●藤沢市下水道事業費特別会計 企業債償還元金及び償還利息の推移



(市担当課 下水道部 下水道総務課)

1.3 消防防災施設整備費補助金について

(要望先 暮らし安全防災局)

重点要望項目

消防防災施設整備費補助金の高機能消防指令センター総合整備事業については、個別装置を整備する場合も配分対象とするなど、地域の実情に即した配分方針に見直しを行うよう国に働きかけること。

要望内容

<現状>

国においては、消防防災施設の整備を促進するため、地方公共団体が国庫補助事業として行う事業に対し、消防防災施設整備費補助金を交付しています。消防防災施設整備費補助金には、平成14年度から高機能消防指令センター総合整備事業が追加されましたが、国が示す「平成31年度消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊整備費補助金配分方針」では、「消防指令業務の共同化又は消防の連携・協力に伴う整備については特別に考慮して配分するもの」としている一方「個別装置を整備する場合には、原則配分しない」と示されています。

通常、既存の装置を更新する場合には、装置毎に保守期間や耐用年数が異なるため、諸条件を総合的に判断したうえで、まだ使用可能な装置を含めて一括更新することなく、個別に一部入れ替えを行うこととなります。

消防防災施設の整備は、市民の生命と財産を守るための喫緊の課題であり、整備を行う地方公共団体の財政負担を軽減するため、国庫補助金による財政支援は必要不可欠なものです。

国が示す補助金の配分方針は、地方公共団体の現状には即していないため、実態に即した配分方針とするよう国に働きかけることを要望するものです。

<要望事項>

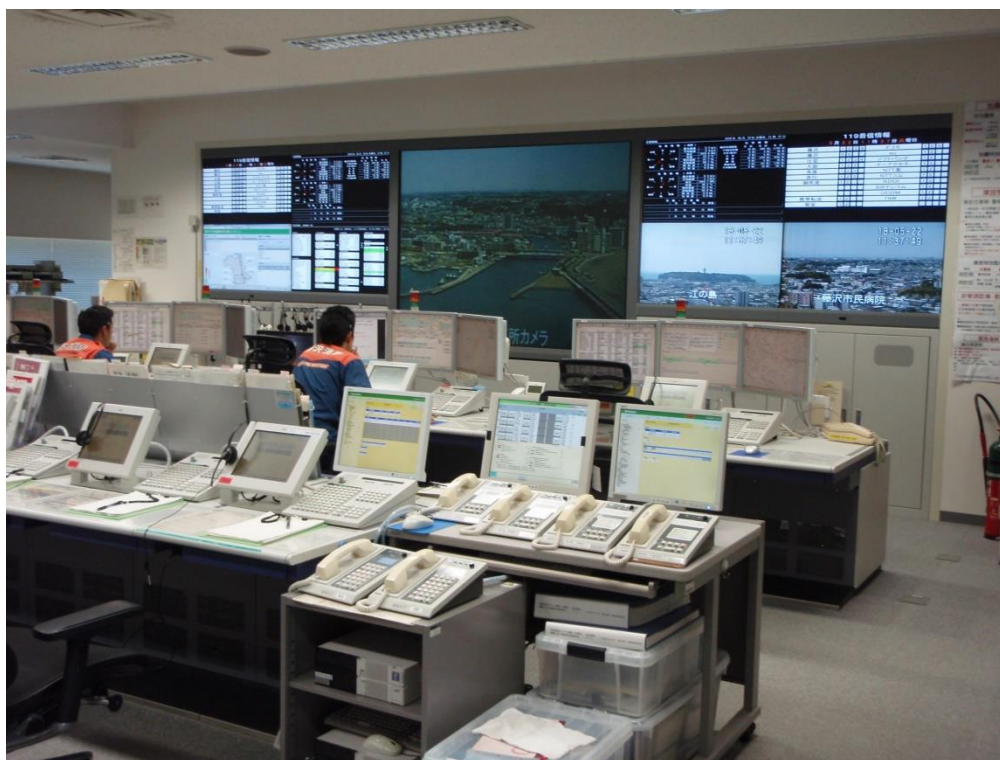
次の事項について要望します。

- 高機能消防指令センター総合整備事業については、個別装置を整備する場合も配分対象とするよう国に働きかけること。

<効果>

国が示す配分方針が、実態に即したものとなることで、市町村の財政負担が軽減され、消防防災施設整備の促進に寄与します。

参考資料



消防防災施設（消防緊急通信指令システム）

（市担当課 消防局 警防課）

継続要望

1.4 教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置等について

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を全校に配置すること。

また、個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、配当時間の増を図るよう必要な措置を講じること。

要望内容

<現状>

近年、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童生徒が増加していることに加え、児童生徒指導上の問題が多様化・複雑化しており、児童生徒が安心して学校生活や学習を行うためには、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援の充実が喫緊の課題となっています。

当市においても教育相談コーディネーターなどの重要性は増していますが、教員相談コーディネーターや小学校の児童支援・指導担当者については、学級担任その他の分掌と兼務しており、専任の担当者は配置できていない状況です。そこで、教育相談コーディネーター兼児童支援・指導担当者を全校で専任配置することともに、標準定数を定めることを国へと働きかけることを要望します。また、専任で配置されるまでの間は、教員相談コーディネーターなどを兼務している教員が実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を全校に配置することを要望します。

また、県が配置している「特別支援教育推進に係る非常勤講師」は、きめ細かな指導や支援の充実のために各校で効果的に活用が図られていますが、当市への県からの配当時間数が、平成21年度の週当たり490時間に対し、平成31年度は449時間と、削減傾向となっています。一人ひとりに十分な支援を行い、

児童生徒が安心して学校生活や学習が行えるよう、「特別支援教育の推進に係る非常勤講師」の配当時間数の増を要望します。

<要望項目>

次の事項について要望します。

- 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけること。
- 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者が専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を全校に配置すること。
- 「特別支援教育推進に係る非常勤講師」の配当時間の増を図ること。

<効果>

実情に即した支援体制を構築することにより、支援を必要とする児童生徒にとって安心できる教育環境を整えるとともに、よりきめ細かな支援を行うことが可能になります。

(市担当課 教育委員会 教育部 教育指導課)

15 特別支援学級における教員の適正配置について

(要望先 教育委員会 教育局)

重点要望項目

特別支援教育の充実を図るため、特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を行うこと。

要望内容

<現状>

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、特別支援学級の児童・生徒数は8人以下と規定されています。神奈川県では、特別支援学級における児童生徒数が一定数を超えた場合に、規定外定数として教員の複数配置をするという独自の基準が定められおり、小学校においては、知的障がい1クラス7人以上、自閉・情緒障がい1クラス5人以上、中学校においては、知的障がい1クラス6人以上、自閉・情緒障がい1クラス5人以上の場合に複数配置することとなっています。近年、障がいのある児童生徒について、市立小・中学校への入学希望が増加傾向にあり、障がいの程度の重い児童生徒が特別支援学級に入学・編入するケースが増えています。しかし、任用要件が生じた場合においても教員が配置されないケースもあり、配置数が十分でない現状となっています。

当市においても、全ての児童生徒が地域の中で育ち、居住学区の学校に就学することができるよう、特別支援学級の全校設置に向けて順次進めているところです。現在、小学校は35校中17校、中学校は19校中12校に特別支援学級を設置しています。当市においては、平成30年度に引き続き平成31年度も複数配置の教員が7人不足していることから、特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を要望するものです。

児童生徒への指導・支援の内容は多岐に渡っていることに加え、校内における交流学习の指導や関係機関との連絡・相談などの業務があるため、担任への負担が増加しており支障をきたしています。

<要望事項>

次の事項について要望します。

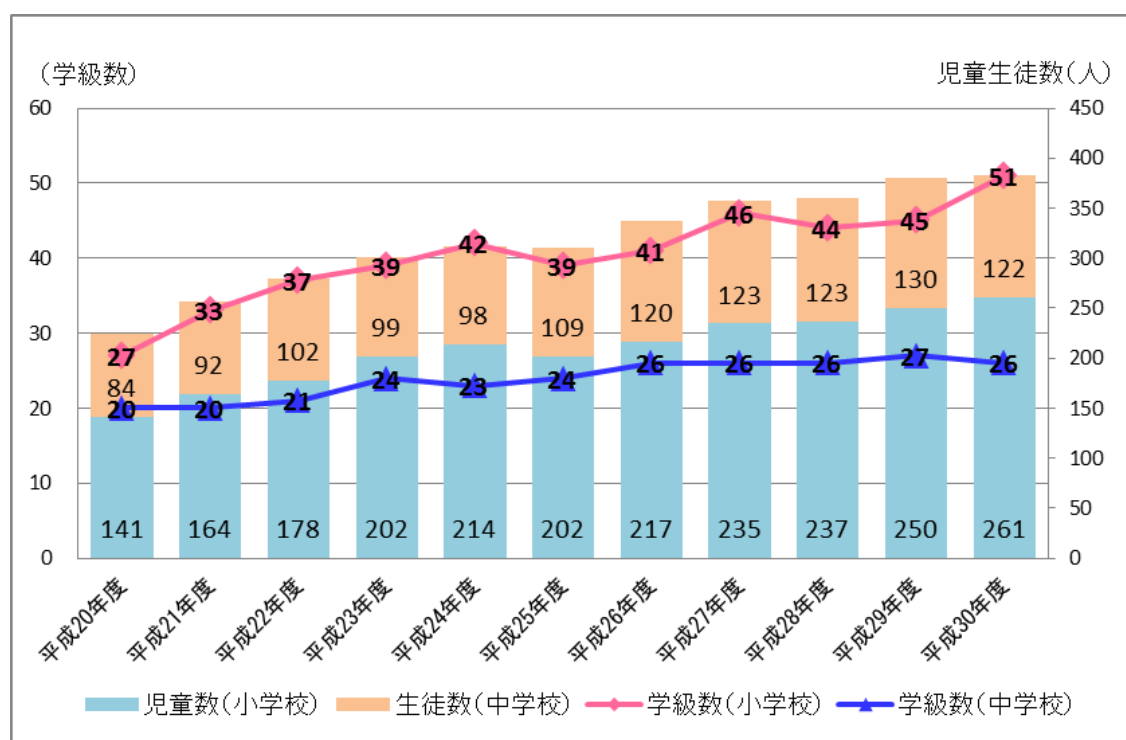
○特別支援学級への教員配置について、県の基準に沿った適正な配置を行うこと。

<効果>

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がいの状態に応じたきめ細かな指導が可能となり、自立や社会参加への支援が推進されます。

参考資料

藤沢市の公立小学校の特別支援学級設置数及び児童生徒数の推移



(出典：神奈川県学校統計要覧)

(市担当課 教育委員会 教育部 学務保健課)

県所管別要望一覧

※凡例

(オリンピック関連) …東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連要望

(個別) …個別重点課題

(広域) …広域的重点課題

政策局

(オリンピック関連)	1-①大会関連事業に活用可能な補助金の拡充について	2	
(オリンピック関連)	2-③相模湾沿岸地域の魅力の創出について	6	
(個別)	8	国家戦略特区制度の活用に向けた規制緩和について	22
(広域)	1	法人住民税の国税化見直しについて	34
(広域)	2	ふるさと納税制度について	36
(広域)	1 2	公債費負担軽減対策制度の拡充について	58

くらし安全防災局

(オリンピック関連)	2-①	かながわ女性センター跡地の活用について	4
(個別)	1	GPS波浪計の設置について	8
(個別)	6	落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について	18
(広域)	3	防犯カメラ設置事業への補助制度継続について	38
(広域)	1 0	旧耐震基準分譲マンションの耐震改修補助について	54
(広域)	1 3	消防防災施設整備費補助金について	60

スポーツ局

(オリンピック関連)	1-①大会関連事業に活用可能な補助金の拡充について	2
(オリンピック関連)	1-②事前キャンプの受け入れ等について	3
(オリンピック関連)	1-③競技開始時間の遵守等について	3
(オリンピック関連)	2-②マリンスポーツ・ビーチスポーツの振興等について	5

環境農政局

- (個別) 7 不法投棄の防止対策について 20
- (個別) 1 1 クロピラリドの成分を含む粗飼料の輸入禁止について 28
- (広域) 8 海岸漂着物等地域対策推進事業補助金及び河川ごみ対策について . . 48

福祉子どもみらい局

- (広域) 4 重症心身障がい児者の入所施設の整備について 40
- (広域) 5 老人福祉施設の整備に対する支援について 42
- (広域) 6 重度障がい者医療費助成制度の充実について 44
- (広域) 7 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築について 46

産業労働局

- (個別) 8 国家戦略特区制度の活用に向けた規制緩和について 22
- (広域) 9 再生可能エネルギーの普及制度の充実について 52

県土整備局

- (個別) 6 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について 18
- (個別) 9 道路の整備促進について 24
- (個別) 1 0 相鉄いずみ野線の延伸について 26
- (個別) 1 2 河川の整備促進について 30
- (広域) 1 1 村岡・深沢地区全体整備構想（案）の実現に向けた支援について . . 56

教育委員会・教育局

- (個別) 3 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて . . 12
- (個別) 4 部活動指導員配置に係る予算措置について 14
- (個別) 5 特別支援学校の過大規模解消について 16
- (広域) 1 4 教育相談コーディネーター兼児童支援担当者の専任配置等について . 62
- (広域) 1 5 特別支援学級における教員の適正配置について 64

警察本部

- (個別) 2 街頭防犯カメラの設置について 10
- (個別) 6 落書き防止に関する監視カメラの設置と取締り強化について 18
- (個別) 7 不法投棄の防止対策について 20



藤沢市企画政策部企画政策課

〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1

TEL(0466)50 - 3502

FAX(0466)50 - 8436

e-mail fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp

web サイト <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>